

(趣旨)

第1条 この訓令は、市の機関に対する外部の労働者からの公益通報(公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)第3条第2号に定める公益通報をいう。以下同じ。)を適切に処理するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部の労働者 通報又は相談に係る事業者で使用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合における当該他の事業者の労働者をいい、東温市職員の公益通報等に関する要綱(平成18年要綱第67号)第2条第2号に規定する職員を除く。
- (2) 通報 公益通報及び通報対象事実(法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。以下同じ。)に当たらない事実の通報をいう。
- (3) 相談 外部の労働者が通報に先立ち市から必要な助言を受けることをいう。
- (4) 受理 外部の労働者からの通報を市の機関に対する公益通報として受け付けることをいう。
- (5) 主管課等 通報又は相談に係る法令等を所管する課等をいう。

(通報相談窓口の設置)

第3条 外部の労働者からの相談又は通報を受け付ける窓口(以下「通報相談窓口」という。)を総務課に置く。

2 前項の規定は、通報相談窓口を経由しないでなされた外部の労働者からの相談又は通報を主管課等が受け付けることを妨げるものではない。

(通報相談窓口の事務)

第4条 通報相談窓口は、受け付けた相談又は通報の内容により次の各号のいずれかの措置を講じるものとする。

- (1) 適切な主管課等に相談又は通報を取り次ぐこと。
- (2) 他の行政機関の所管する法令等に係る相談又は通報である場合その他主管課等が相談又は通報に係る権限を有しない場合において、当該権限を有する他の行政機関を教示すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、相談又は通報の内容に応じて適当と認められる措置

(主管課等の事務)

第5条 主管課等は、外部の労働者から相談又は通報に係る事実の詳細その他必要な情報を聴取するものとする。

- 2 主管課等は、前項の聴取に際して、外部の労働者に対し、当該外部の労働者の秘密及び個人情報が保持されることを説明するものとする。
- 3 主管課等は、相談又は通報に係る事実が通報対象事実<sup>に該当する場合において</sup>、当該通報対象事実について市の機関が処分又は勧告等をする権限を有しないときは、当該権限を有する他の行政機関を教示するものとする。

(受理)

第6条 主管課等は、外部の労働者からの通報が市の機関に対する公益通報と認められる場合は、当該通報を公益通報として受理するものとする。

- 2 主管課等は、前項の規定により受理したときはその旨を、受理しないときは受理せず情報提供として受け付ける旨を、当該外部の労働者(以下「通報労働者」という。)に対し通知するものとする。
- 3 主管課等は、第1項の規定により受理したときは、受理から処理の終了までに通常要すべき標準的な期間又は必要と見込まれる期間を通報労働者に対し通知するものとする。ただし、通知することができない相当の理由があるときは、この限りでない。
- 4 主管課等は、次の各号のいずれかに該当する通報は、公益通報として受理せず情報提供として受け付けるものとする。

- (1) 法に定められた要件を満たさない通報

- (2) 匿名の通報その他通報労働者を特定することができない通報
- (3) 内容が著しく不分明な通報
- (4) 内容が虚偽であることが明らかな通報
- (5) 前各号に規定するもののほか、公益通報として受理することが不相当と認められる通報

第7条 主管課等は、公益通報を受理した後において、市の機関ではなく他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、遅滞なく当該権限を有する当該他の行政機関を通報労働者に教示しなければならない。この場合において、当該教示を行う主管課等は、適当と認める範囲において、自ら作成した当該通報に係る資料を通報労働者に提供するものとする。

(調査の実施)

第8条 公益通報を受理した主管課等は、通報労働者が被通報者又はその関係者に特定されないよう十分配慮しつつ、速やかに必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。

2 主管課等は、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉、個人情報等に配慮しつつ、調査中において必要と認めた場合は調査の進捗状況を、調査終了後は速やかに調査結果を取りまとめてその結果を、適当と認める範囲内で通報労働者に対し通知するものとする。

(調査結果に基づく措置)

第9条 主管課等は、法第10条第1項の規定により法令に基づく措置その他適当な措置をとった場合は、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉、個人情報等に配慮しつつ、当該措置の内容を適当と認める範囲内で通報労働者に対し通知するものとする。

(協力義務)

第10条 主管課等は、通報対象事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が市の機関のほかにある場合においては、当該行政機関と連携して調査を行い、又は措置をとる等相互に緊密に連絡し協力するものとする。

2 主管課等は、他の行政機関その他の機関から公益通報に関する調査等の協力を求められたときは、できる限り必要な協力を行うものとする。

(記録票及び台帳の作成)

第11条 通報相談窓口又は主管課等は、外部の労働者からの相談又は通報を受け付けたときは、通報相談内容記録票を作成するものとする。

2 主管課等は、公益通報を受理したときは、通報内容記録票を作成するものとする。

3 主管課等は、受理した公益通報ごとに処理の内容及び主要な進捗状況を公益通報管理台帳に記録するものとする。

4 通報相談内容記録票、通報内容記録票及び公益通報管理台帳の様式は、市長が別に定める。

(通報関連文書の管理)

第12条 主管課等及び通報相談窓口は、公益通報の処理に係る記録及び関係資料を東温市文書取扱規程(平成16年訓令第7号)に基づき適切な方法で管理しなければならない。

(利益相反の排除)

第13条 公益通報の処理に従事する職員は、公益通報に関する秘密を漏らし、又は自らが関係する公益通報の処理に関与してはならない。

(その他)

第14条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。